

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

牧之原市長 杉本 基久雄

市町村名 (市町村コード)	牧之原市 (222267)	
地域名 (地域内農業集落名)	大沢・菅山地区 (大沢区・菅ヶ谷・松本・西山寺)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月17日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

国道473号周辺の農地では、水稻を中心にメロンやトマトなどの施設栽培が行われているほか、牧之原台地に連なる丘陵地では基幹作物である茶が盛んに栽培されている。大沢地区では市街化が進んでおり、農地、農業者ともに減少している。台地の茶園では、畑地総合整備事業により農道や用排水路、かんがい施設なども整備され、菅山原地区の茶園や松本地区の水田は過去に基盤整備事業が施工されている。それ以外の農地については、小区画、不整形のものが多く、市街地に隣接している地域では荒廃農地の増加や宅地化が進んでおり、農地の集約・集積が難しい状況にある。また、市境・JA境・農林事務所境を有する土地柄であり、政策調整が難しく、課題になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基幹作物である茶においては、農地の集約・集積を行い、乗用型摘採機での作業が可能となるよう取り組むとともに、消費者のニーズに合わせた茶の生産、製造が求められる。また、荒廃農地を活用したレモン栽培の取組も行われ始め、茶からの作目転換も引き続き継続していく。

イチゴ・メロンなどの施設栽培は、小面積での営農が可能ことから新規就農者の関心も高く、外部からの担い手の受入や事業継承などを含めて、持続可能な農業への取組みも求められる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	126 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	121 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後10年において、中心経営体を主とした担い手が最低限残したい農地を区域として設定する。各種補助事業受益地については区域に設定している。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積・集約化の方針</p> <p>水田や茶畑では、中心経営体の耕作地マップを作成し、可視化して経営体同士での耕作地についての話し合いを行い、可能な部分から、農地の集積・集約を推進する。ハウス栽培においては、認定農業法人・農業者なが中心となって地域農業を担うとともに、空きハウスが発生した際には持ち主の意向を確認し、借受可能な経営体への集約を推進する。茶園については、地区内の農業法人・農業者を中心に自園自製の生産者とともに、農地の集約、管理の効率化を図るための基盤整備を農業者自ら検討していく。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>経営の拡大を図る中心経営体の認定農業者や法人に対し、農地中間管理機構を活用して、農地の流動化を促進する。将来的に中心経営体が営農継続が困難になった場合には、農地が荒廃化する前に農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への貸し替えを進めていく。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>台地上の茶園では、基盤整備を念頭に農地の集積・集約化が検討されている。茶業の生産効率の向上を図るため、農地集積・集約化による茶畑の大区画化等を検討していく。また、基盤整備に伴う農業収入の減少についても慎重に検討し、計画的に実施していく。同様に水田についても、大区画化や老朽化した既存の用排水路等の更新を含め、基盤整備を念頭に農地の集積・集約化の検討をしていく。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地域の農業者後継者が育つ環境を作るとともに、地域農業の担い手として育成していく。また、農業振興地域の規制より、地域内外からの定住者が容易に参入できないエリアが多く、参入する際には、地域、JAハイナン、市、農林事務所等、相談から定着まで切れ目のない支援に取り組む。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>作業の効率化が期待できる業務委託について、JAハイナンや最寄りの法人、企業等への委託も協議・検討する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①【鳥獣被害防止対策の取組方針】

有害鳥獣対策については、地元猟友会を中心に駆除を進めるとともに、国や市の補助制度を活用し、電気柵の設置などによる防除に努める。

⑦【保全・管理等】

優良な農環境を維持するため、多面的機能支払交付金制度を活用した「菅山原27会」や「松本みのり会」を中心に農地の保全管理に取り組むとともに、認定農業者等の地域農業者の意識の高める。